

税務申告を税理士等に依頼している方は、**本紙**をお渡し下さい。

最終処分場設置者の**税制優遇**について（お知らせ）

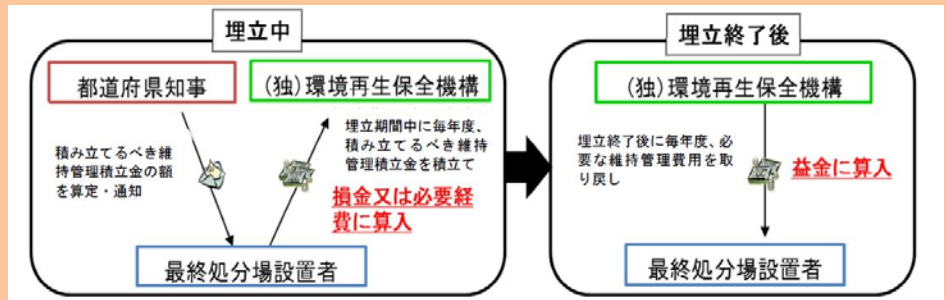
1. 最終処分場設置者の特例措置（税制優遇）の手続きについて
2. 令和2年度税制改正による変更点について

1. 最終処分場設置者の特例措置（税制優遇）の手続きについて

「廃棄物最終処分場」の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるために、「独立行政法人環境再生保全機構」に積み立てた『維持管理積立金』は、下記の**税務上の手続き**（【その1】及び【その2】）を行うことにより、その積立時の法人税等の計算において**損金算入等の特例措置（税制優遇）**を受けることができます。

【適用対象】

青色申告書を提出する
法人又は個人



税務上の手続き【その1】『適用額明細書』の記載及び添付

様式第一 <記載例> F B 4 0 1 1

令和 3 年 5 月 20 日 自 平成 02 年 04 月 01 日 事業年度分の適用額明細書
 税務署長殿 至 平成 03 年 03 月 31 日 (当初提出分・再提出分)

納税地	東京都〇〇区××1-2-3 電話() -	整理番号	△△△△△△△△
(フリガナ)	カブシキガイシャ 〇〇	提出枚数	1 枚 うち 1 枚目
法人名	株式会社 〇〇	事業種目	廃棄物処理業 業種番号 75
法人番号	△△△△△△△△△△△△△△△△	提出年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額	十億 百万 千 円 △△△△△△△△△△△△	※別表十二(五) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止 準備金の損金算入に関する明細書 『当期準備金積立額のうち損金算入額 (11の欄)』の金額	
所得金額又は 欠損金額	十億 百万 千 円 △△△△△△△△△△△△		

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
		十億 百万 千 円
第 56 条 第 1 項 第 号	00194	1200000

組織再編成に伴う損金算入の適用を受ける場合(単体法人)には【第56条第7項】と記入して下さい。

平成 22 年度税制改正において、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（租税透明化法）」が制定され、法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、法人税の申告書のほかに**「適用額明細書」**を作成し、法人税申告書に添付して**税務署に提出**する必要があります。

税務上の手続き【その2】『別表十二(五) 特定廃棄物最終処分場に係る 特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書』の記載及び添付

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	02 : 04 . 01 03 : 03 . 31	法人名	株式会社 ○○
特定廃棄物最終処分場の所在地	1	東京都○○区 ××1-2-3	期首特定災害防止準備金の金額	7	11,000,000
特定廃棄物最終処分場の名称	2	○○産業廃棄物 処分場	維持管理積立金の取戻しをした 場合の益金算入額	8	0
			同上以外の場合による益金算入額	9	0
当期準備金積立額	3	2,000,000	計 (8)+(9)	10	0
積立限度額の 積立限度額の 計算	4	2,000,000	当期準備金積立額のうち損金算入額 (3)-(6)	11	1,200,000
			期末特定災害防止準備金の金額 (7)-(10)+(11)	12	11,200,000
積立限度額超過額 (3)-(5)	6	800,000	貸借対照表に計上されている特定 災害防止準備金	13	12,000,000
			差引 (13)-(12)	14	800,000
積立限度額超過額 (3)-(5)	6	800,000	貸借対照表の取崩不足額 (10)-(3)-((13)-前期の(13))	15	0
			当期に生じた差額の合計額 (6)+(15)	16	800,000
積立限度額超過額 (3)-(5)	6	800,000	前期末における差額 (前期の(14))	17	0

別表十二(五) 令和二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

【記載例】

- 都道府県からの「維持管理積立金額」の通知額 **2,000,000 円**
- 期首「特定災害防止準備金」の金額 **10,000,000 円**
- 当期「特定災害防止準備金」積立額 **2,000,000 円**
- 期末「特定災害防止準備金」の金額 **12,000,000 円**

<積立限度額の計算>

$$2,000,000 \text{ 円} \times 60\% = 1,200,000 \text{ 円}$$

※、令和2年度税制改正により積立限度額が「100%」→「60%」に変更されました。

2. 令和2年度税制改正による変更点について

令和2年度税制改正により、特定災害防止準備金制度について、積立限度額が「100%」→「60%」に変更されました。

なお、上記の変更は、法人税については「令和2年4月1日以後に開始する事業年度分」から適用となり、所得税については令和3年分以後から適用となります。

【具体例(3月決算法人の場合)】

令和元年4月1日～令和2年3月31日の事業年度 → 積立限度額 100% (旧制度)

令和2年4月1日～令和3年3月31日の事業年度 → 積立限度額 60% (新制度)

※ 本特例措置は、期限付きの制度であり利用状況等により令和4年4月以降は、内容が変更となる可能性があります。

その他の申告書への具体的な記載方法や申告書の提出などのご相談については、最寄りの税務署又は税理士にお問い合わせ下さい。